特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第26―23号

電気計器の型式について、平成27年２月27日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成27年２月27日　　日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名又は輸入事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3971号	普通電力量計	Ｆ５ＣＷＦ－ＴＡ	ＧＥ富士電機メーター株式会社	交流単相２線式	100	30	50，60
第3972号	普通電力量計	D31WD－TA	大同日本株式会社	交流単相３線式	100	60	50
第3973号	普通電力量計	D33WD－T		交流三相３線式	200		

裁決取消訴訟の判決確定の公告

宮崎県弁護士会が同会所属弁護士　織戸　良寛会員（登録番号24544）に対してなした懲戒処分（戒告・平成24年９月５日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成25年12月16日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成27年１月21日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、上記東京高等裁判所判決は平成27年２月10日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成27年３月13日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

鹿児島県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年３月13日
鹿児島県知事　伊藤祐一郎

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
鹿児島県複写産業協同組合　鹿児島県鹿児島市小松原一丁目51番18号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

2　行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県知事となる。）提起することができる（なお、当該期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該期間内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

鹿児島県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年３月13日
鹿児島県知事　伊藤祐一郎

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
七ツ島事業協同組合　鹿児島県鹿児島市高麗町40番８号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県知事となる。）提起することができる（なお、当該期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

鹿児島県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年３月13日
鹿児島県知事　伊藤祐一郎

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
北薩総合事業企業組合　鹿児島県阿久根市折口1547番地10	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県知事となる。）提起することができる（なお、当該期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳前後から50歳位前後の男性、身長176㎝、中肉、面長の顔、白髪交じりの髪、血液型はＡＢ型、緑色のフライトジャケットにパンツ、サスペンダー、灰色並びに白色の半袖シャツ、黒色トランクス、Ｇショック（時計）

上記の者は、平成27年２月23日の午前８時10分頃、松本市今井地籍の水田の中で倒れているところを発見。既に死後数週間程度経過していた。

身元不明のため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部障害・生活支援課まで申し出てください。

平成27年３月13日
長野県　　松本市長　菅谷　　昭

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳位の男性、推定身長160㎝、血液型Ｏ型、左下腿部複雑骨折既往有り

上記の者は、平成12年９月20日午後５時頃、須崎市浦ノ内東分3781番地１の民家から南方約400ｍ先の海岸で発見されました。死亡日時は平成11年頃と推定されます。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成27年３月13日
高知県　　須崎市長　楠瀬　耕作